

# 鹿児島県子ども食堂物価高騰対策事業費補助金申請の手引き

## 1 事業の目的

物価高騰の影響を受けている子ども食堂の活動に要する経費の一部を補助することにより、子どもの食事や安心して過ごせる場所の確保を支援するため、一定の要件を満たす子ども食堂に対し必要な費用を補助します。

## 2 補助対象者

原則として次の各号を全て満たす子ども食堂とします。

- ① 鹿児島県子ども食堂登録制度実施要綱に基づき県に登録されていること
- ② 定期的に活動していること（2か月に1回、又は年6回以上の活動をしていること）
- ③ 物価高騰の影響額を利用料に転嫁していないこと

※未登録の子ども食堂であっても、補助金申請前に登録した場合は対象となります。

※登録前の補助対象期間内の活動実績も含めて申請できます。

## 3 補助対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 4 補助基準額

食材料費を補助対象とし、子ども食堂1か所につき、補助対象期間に提供する食事数に応じて設定した補助額を交付します。ただし、県の他の補助事業(※)として採択された事業分(提供された食事数)は、補助対象から除きます。

※例：「物価高騰対策生活支援団体補助事業」（県社会福祉課）等

① 600食以下	18千円
② 601食以上1000食以下	30千円
③ 1001食以上1400食以下	42千円
④ 1401食以上	54千円

※ 感染防止対策として、食堂形式から弁当配布や食材配布に切り替えて活動を実施する場合も、補助対象となります。

※ これまでの食事提供数(実績値)と見込値に大きく差がある場合など、必要に応じて、事務局が根拠資料の提出を求めることがあります。

※ 監査を実施する際は御協力ください。

## 5 補助金申請の流れ

(1) 申請期限 令和6年2月29日(木)

※予算の上限額に達した場合、申請期限前に受付終了する場合があります。

(2) 申請書類

- ア 子ども食堂物価高騰対策事業費補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)
- イ 活動実績・計画報告書(別記第1—1号様式)
- ウ 振込先口座の通帳の写し

### (3) 提出方法

申請書は、原則として、郵送等（簡易書留やレターパック等、追跡可能な手段であることが望ましい）により事務局宛て送付してください。事務局へ対面で提出する場合は、日時、場所、提出者、受理者の記録を残してください。

### (4) 審査・支払

提出された申請書の内容について、支給要件を満たしているか審査します。

申請書類に不備がある等、必要な場合は、電話等にて御連絡させていただきます。

不備がない場合は、交付決定及び交付確定通知書を申請者宛て送付するとともに、指定の口座に補助金をお支払いします。

## 6 関係書類の保管

本事業に関する書類（交付申請書等提出書類一式の写し、交付決定及び交付確定通知書等）は、事業終了年度の翌年度から**5年間保管**してください。（令和11年3月まで保管）

## 7 その他

(1) 申請に当たっては、本手引き及び別添「鹿児島県子ども食堂物価高騰対策事業実施要領」を御確認ください。

(2) 申請書様式等については、県ホームページにも掲載していますので、御活用ください。

ホーム > 健康・福祉 > 結婚、妊娠・出産、子育て

> 子ども食堂 > 子ども食堂物価高騰対策事業

(3) 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただくことがあります。

## 8 申請書類の提出先・申請に関するお問合せ先

鹿児島県子ども食堂物価高騰対策事業事務局

(NPO法人かごしまこども食堂支援センターたくして)

〒891-0123 鹿児島市御本町6番地12

Tel : 099-296-8210

Mail : info@takushite-kagoshima.com

## 9 申請フロー

